

「救助実施市」へ9市申請

岡山も 県に代わり被災者支援

大規模災害時の被災者支援を都道府県に代わり担うことができる「救助実施市」を巡り、対象となる20政令指定都市のうち岡山市など9市が政府に指定申請をしたことが28日、分かった。

「救助実施市」指定を巡る 20政令市の対応

申請 (9市)	仙台、横浜、川崎、相模原、 神戸、岡山、北九州、福岡、 熊本
検討中 未定 (11市)	札幌、さいたま、千葉、 新潟、静岡、浜松、名古屋、 京都、大阪、堺、広島

指定によって都道府県から権限が移譲され、仮設住宅の整備や避難所の開設などが迅速化。都道府県も他の市町村の支援に注

ズーム

救助実施市 昨年6月成立の改正災害救助法に基づき、大規模災害時の被災者支援を都道府県に代わって担当する制度で、現在は政令指定都市が対象。市の申請を受けて内閣府が都道府県との連携態勢などを審査し、基準を満たせば首相が指定する。仮設住宅の整備や避難所開設などが迅速にできるようになる。一方で、事前策定の資源配分計画に沿い、都道府県による調整に従う仕組みにもなっている。

力できると期待されている。

基準では、災害対応の財源となる基金を新たに積み立てられる財力が必要。仮設住宅の資材を政令市が先取りするようなトラブル

を生じさせないため、都道府県と事前に協議して資源配分計画を策定することも条件としている。

岡山市は西日本豪雨で約7700棟の住宅が被害を受け、大森雅夫市長が昨年

11月、指定を目指す意向を表明。2019年度一般会計当初予算案に、基金造成のための5億200万円を計上している。

残り11市は取材に対し、検討中や未定と回答。このうち札幌は、昨年9月の北海道地震に伴って「道との協議が中断した」としている。

救助実施市指定の概要

災害救助法の一部改正が平成30年6月8日に成立し(平成31年4月1日施行)、これまで都道府県が行っていた被災者の救助について、救助実施市に指定された政令指定都市が自らの事務として行うことを可能にする制度が創設されました。

岡山市は、この制度の趣旨である被災者の救助を迅速かつ円滑に行うことができるよう、できるだけ早期の救助実施市指定を目指し、所要の準備を進めております。

改正法の概要

「災害救助法の一部を改正する法律案の概要(内閣府)」より抜粋

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設。

1. 救助実施市の指定

内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市※を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聴くものとする。(救助法第2条の2)

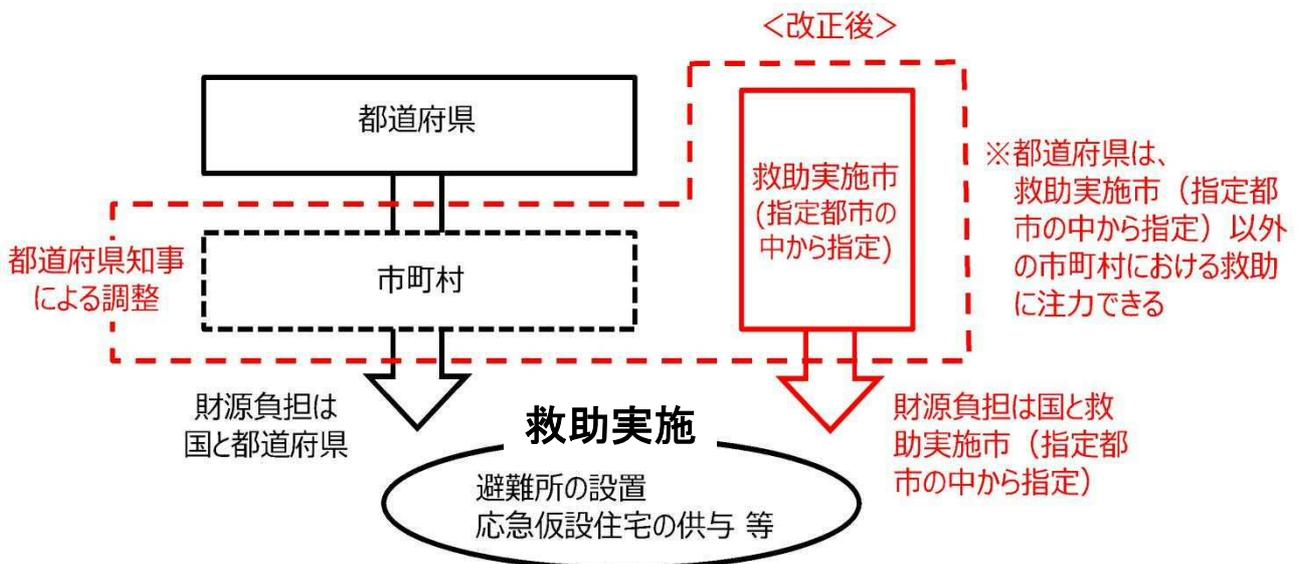
※指定都市を指定、具体的な基準は内閣府令で規定。

2. 都道府県による調整

都道府県知事は、救助に必要な物資(食料や住宅資材等)の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。(救助法第2条の3)

3. 災害救助基金

救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積立てておかなければならないこととする。(救助法第22条)



県の調整機能について

○権限移譲をされた指定都市が資源の先取りをすることなく、県内市町村へ資源が行き渡ることができるよう調整することが求められています。



○改正災害救助法第2条の3において「都道府県知事による連絡調整」が定められており、救助実施市は県の資源配分調整(資源配分計画)のもと、救助を実施することになり、これまでどおり県が調整した上で、適切に県が資源の配分を行います。

資源配分計画について

資源配分計画とは、発災時の物資等の配分が適切かつ円滑に実施されるようにするために、包括都道府県と救助実施市や関係団体の調整する段取り(手順)をマニュアル化するもの。

そうしたことから、資源配分計画は、改正法第2条の3に基づき連絡調整権を持つ都道府県が救助実施市を申請しようとする指定都市の協力の下、検討するものであり、救助実施市が都道府県の連絡調整権に従うものという根拠となるもの。

その内容は、災害時の態様に応じて資源配分が迅速かつ実効的にできることを目的に、都道府県が救助実施市との間の調整のオペレーションを定めるものである。

「平成30年10月15日救助実施市指定基準検討会議(報告)」より抜粋

メリット

- 岡山市域の救助実施を地域の実情に最も精通した基礎自治体である岡山市が担うことで、災害に応じた迅速かつ円滑な救助を行うことができるようになります。
- 広域災害が発生した場合には、岡山市が市域の災害救助を担うことで、岡山県は、他市町村における救助に傾注することができます。

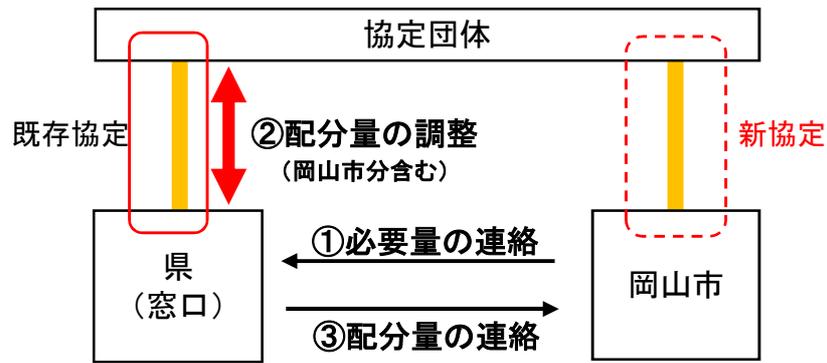
災害時協力協定団体等との関係

- 岡山市が救助実施市に指定された場合、実施主体が岡山市となるため、岡山市が物資供給の依頼、支払いの手続き等について行うこととなります。
- しかし、岡山市以外の区域にわたる大規模災害時には、資源を公平に配分するため、岡山県と岡山市が物資供給依頼前に調整を行い、その内容を岡山県が災害時協力協定団体等へ連絡し、団体と調整することとなります。
- 県が連絡した後に、調整した内容で本市から物資供給の依頼、支払い等を行うこととなります。

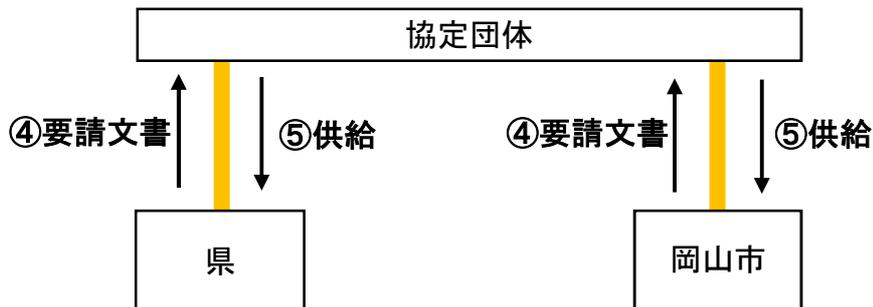
災害時協力協定の事務の流れ (岡山市以外の区域にわたる広域災害の場合)



1. 県の連絡調整



2. 要請文書・供給



3. 請求・支払い

